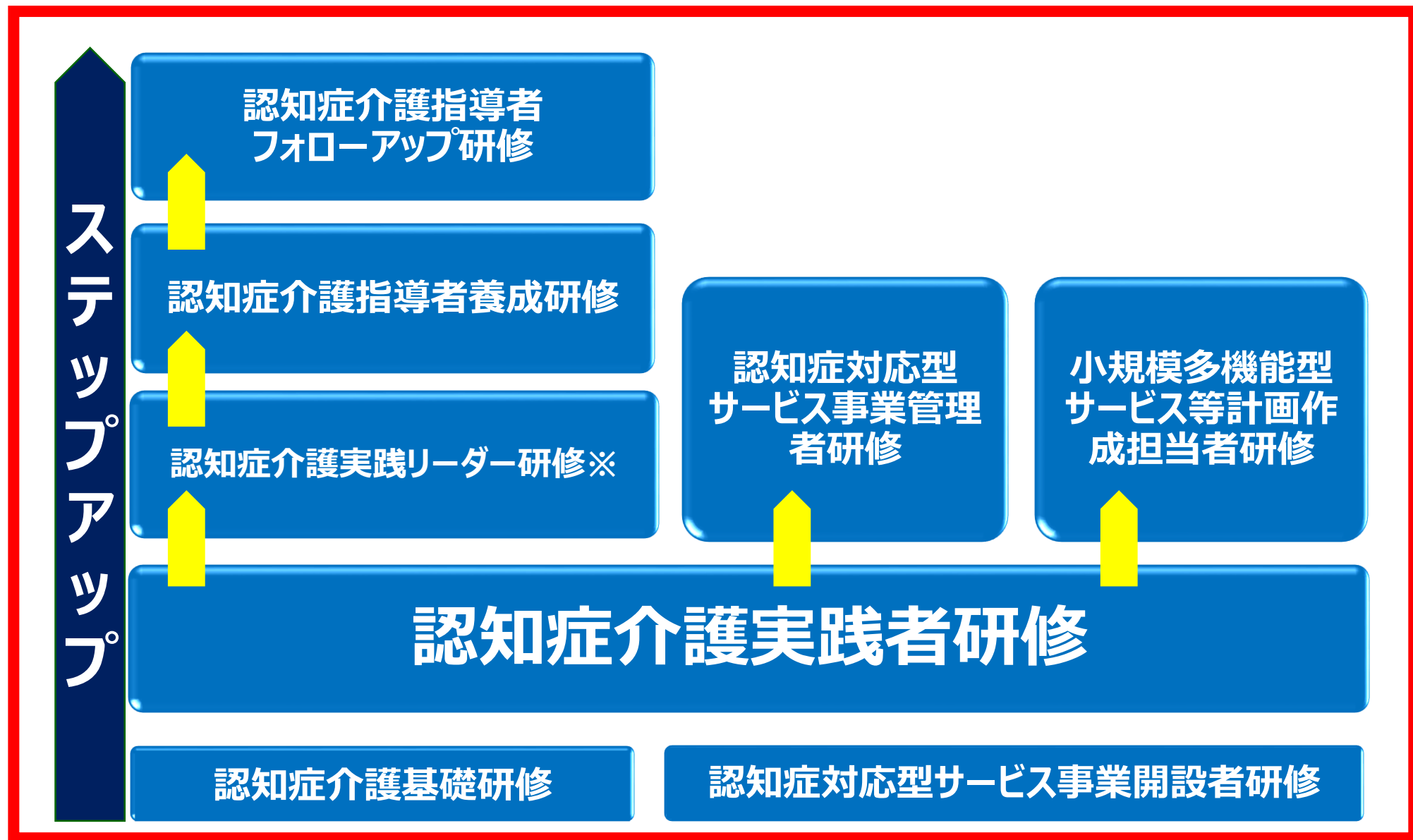


認知症介護実践者等研修について

「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」により、下表のとおり研修の受講が義務付けられています。

	計画作成担当者	管理者	代表者
認知症対応型 通所介護事業所	—	認知症介護実践者研修 ＋ 認知症対応型サービス事業 管理者研修	—
認知症対応型 共同生活介護事業所	認知症介護実践者研修		認知症対応型サービス 事業開設者研修
小規模多機能型居宅 介護事業所 (サテライト型を含む)	認知症介護実践者研修 ＋		
看護小規模多機能型 居宅介護事業所 (サテライト型を含む)	小規模多機能型 サービス等計画作成 担当者研修		



目的

- 認知症介護に携わる者が、認知症の人や家族の視点を重視しながら、本人主体の介護を遂行する上で基礎的な知識・技術とそれを実践する際の考え方を身につけ、チームアプローチに参画する一員として基礎的なサービス提供を行うことが出来るようにする。

受講期間

令和7年4月～令和8年3月

受講形式

認知症介護研究・研修仙台センターが管理するeラーニングシステムを使用して実施

対象者

介護保険施設・事業所等において、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者等 ※有資格者の受講を妨げるものではありません。

※令和3年度介護報酬改定により、無資格者に対する本研修の受講が義務づけられています。
事業所が新たに採用した職員は採用後1年間の猶予期間が設けられています。

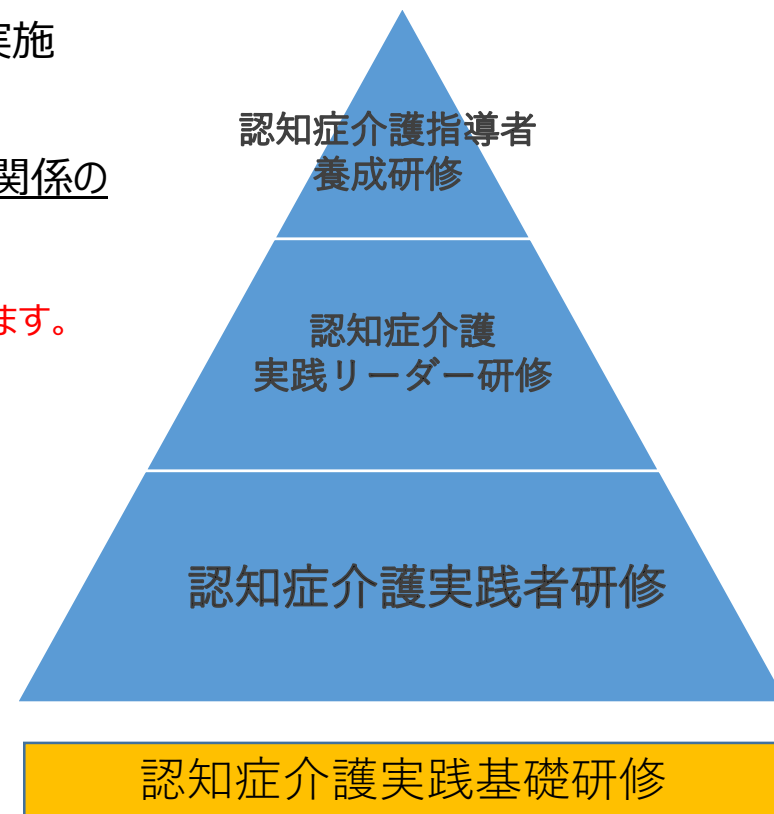
費用

受講料 1,700円

申込方法

さいたま市HPに研修の概要、受講手続き等を掲載しています

<https://www.city.saitama.lg.jp/002/003/003/001/007/005/p049726.html>



認知症介護指導者の活動

- 『認知症介護指導者』は、地域の認知症ケアの質の向上に向けた教育やアドバイスを行う人材です。
- さいたま市では認知症介護の質の向上を図るため、介護保険事業所の介護職等を対象に認知症介護研修を実施しておりますが、その講師は主に『**さいたま市認知症介護指導者**』の方々が担っています。
- 認知症介護指導者が所属する事業所には、その配置を要件の一部とした**認知症専門ケア加算Ⅱ**が算定されます。

認知症介護指導者になるには

認知症介護実践リーダー研修の修了者について、更にステップアップして、事業所や地域の認知症介護の質の向上のための能力を修得できる「認知症介護指導者養成研修」修了する必要があります。

※さいたま市では例年、認知症介護指導者養成研修の**受講料（230,000円）を負担**しています。

**「認知症介護指導者」へのステップアップを希望する職員の方が
いる場合には、養成研修の受講について、ご配慮をお願いします。**

※受講案内は、2月～3月頃にお知らせいたします。

